

経済不況で苦境にあるブラジル学校の実態

「ブラジル人学校等の準学校法人設立・各種学校認可の課題」研究から

愛知淑徳大学専任講師 小島 祥美

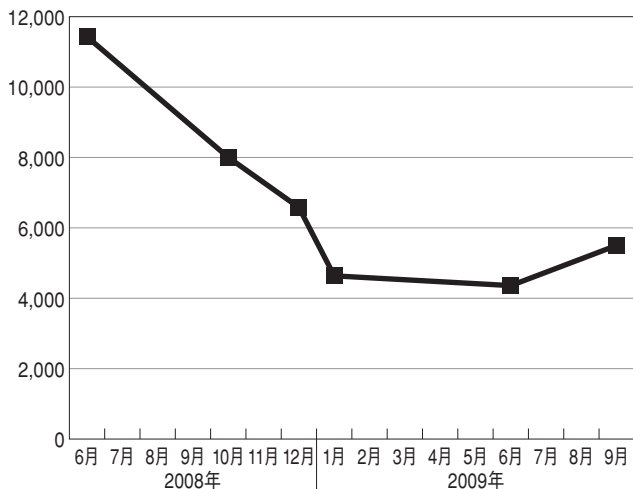
はじめに

二〇〇八年秋の未曾有の経済危機により、ブラジル人住民の雇用状況は大きく変動した。そのため、ブラジル学校に通っていた多くの子どもたちは、保護者の失業等の理由により授業料の支払いが難しくなり、経済的な理由から就学が継続できない状況に置かれた。

二〇〇九年一月、ブラジル学校で構成されるブラジル学校協議会 (Associação das Escolas Brasileiras no Japão、以下「AEBJ」と記す) は、日本政府とブラジル政府の間の「教育に関する二国間協議」のために実態把握を行った。データが確認できた七三校についてAEBJが調べたところ、二〇〇八年六月に二万二四二九人の児童・生徒が在籍していたが、経済危機直後の二〇〇八年一

〇月には在籍数が八〇〇三人に減少し、二〇〇九年六月には四三八〇人までに激減していた(図参照)。つまり、この一年間で七〇四九人

図：ブラジル学校に在籍する児童・生徒数の推移 (単位：人)



(六一・八%)の児童・生徒が、ブラジルへ帰国、日本の学校へ転校、自宅待機(不就学)など、就学状況に変化を生じていたこととなる。多くのブラジル学校は、在籍者の支払う授業料収入に依存して学校経営を行っているため、児童・生徒数の激減に伴い、経済危機以降の二〇〇八年十一月から二〇一〇年二月までのわずか二六カ月間で、一八校が学校閉鎖に追い込まれた。二〇〇八年六月に託児所を含めて二〇校あったブラジル学校は、二〇一〇年一月には八一校までに減少した。

このような現状からブラジル学校は、児童・生徒が安心して継続して教育を受けられるようにするための環境整備を強く望んでいる。

どんな研究であったか

文部科学省委託研究「平成二二年度外国人教育に関する調査研究」として、二〇〇

九年一〇月末より筆者は、「ブラジル人学校等の準学校法人設立・各種学校認可の課題」に取り組んだ（二〇一〇年三月まで）。研究にあたっては、外国人の生活や教育に豊富な経験を有する研究者だけでなく、当該地域の地方自治体の多彩な担当・関係者や、ブラジル学校への支援の実績と各校の状況に詳しいNPO団体をはじめ、行政書士、弁護士等からも参加いただき、研究班（実行委員）を構成し、調査内容別に研究を進めた。

二〇〇九年一〇月時点において無認可のブラジル学校のうち、本研究およびその成果が全国的に展開されることを目指して、Instituto Educacional Centro Nippo-Brasileiro（群馬県大泉町）・Escola Alegria de Saber（愛知県豊橋市、豊田市、碧南市、三重県鈴鹿市、静岡県浜松市に所在しているが、同一の経営母体であることから一校とする）・Colégio Latino de Shiga（滋賀県近江八幡市）・Colégio Isaac Newton（岐阜県美濃加茂市）の計四校をパイロット校として抽出した。そして、パイロット校が準学校法人設立および各種学校認可取得を進めるにあたっての課題を具体的に解決しながら、実際に認可取得するための支援（サポート）を行うという実践的研究を実施した。

研究によって 明らかにになったこと

本研究により、無認可のブラジル学校が

準学校法人設立および各種学校認可取得を進めるにあたって直面する課題が明らかになった。

共通する具体的な課題として、ブラジル学校側が、①各種学校の法的位置づけ、②各種学校設置に関しての「私立学校」および「学校法人」の意味、③各種学校の認可と準学校法人の設立認可の意味、④各種学校設置と準学校法人設立の利点、⑤申請手続きの手順、⑥申請にかかわる必要書類、⑦各種学校化した学校の実践事例、の七点を理解できていないことがわかった。

そこで、具体的な解決法として、パイロット校が準学校法人設立および各種学校認可取得を進めていくなかで得た資料、事例、様式のうち他校においても参考となるであろうものを蓄積し、それらをわかりやすくマニュアルとしてまとめ、日本語とポルトガル語の二言語で作成した。

作成したこのマニュアルは、自治体国際化協会が管理および運営するウェブサイト「多文化共生ポータルサイト」の「ともに子どもを育てる」のコーナーで公開し、誰もが利用できるシステムを構築した（二〇一〇年度中に公開予定）。

一般公開による 研究報告会の開催

二〇一〇年三月三日（土）、名古屋市内において、各種学校認可取得へ向けた意欲や関心を持つ無認可のブラジル学校をはじめ、

自治体関係者、ブラジル学校支援者やボランティア関係者にも広く共有できることをめざし、公開報告会（公開セミナー）を二部構成で開催した。会場では全参加者に日本語とポルトガル語の同時通訳機材を配布し、ブラジル学校関係者と本研究班のコミュニケーションを活発なものにした。

第一部では、四校のパイロット校の認可取得にかかわるサポートという実践的研究の概要について担当した研究者が各学校別に報告した後、志水宏吉氏（大阪大学教授）による講演と続いた。第二部では、当日参加者に無料配布した日本語とポルトガル語を並記した二〇〇ページに及ぶ資料を用いながら、まず準学校法人設立および各種学



↑ 研究報告会・第2部 パネルディスカッション

校認可取得にかかわるマニュアル内容について報告を行った。続いて、駐日ブラジル大使館のブラジリアンコミュニティ担当であるパトリシア・バルボザ・リマ・コルテス氏（二等書記官）をコメンテーターとした研究班によるパネルディスカッションを行った。

パネルディスカッションの概要

リリアン・テルミ・ハタノ氏（現・近畿大学准教授）は、閉鎖されているブラジル学校の実態から、ブラジル学校の安定した経営と安定した教育環境の一つとしての各種学校化の重要性を述べた。加えて森和重氏（NPO法人国際社会貢献センター）は、公益法人になってもやはり採算性を基盤に考えないといけないとした。

小貫大輔氏（東海大学准教授）は、すでに各種学校になった学校への聞き取り調査から、各種学校になることで社会的認知は得られたらいいほう、助成金が少ないため経営が安定するまでにはいたっていないという回答を得たことを示し、各種学校になることは途中段階と考えるべきであることを述べた。

続いて、安定した教育環境としてのバイリンガル教育の必要性も大きな課題として提示された。そこで林伍彦氏（美濃加茂市教育長）は、ブラジル学校に対して日本語教育の充実のため、市で雇用する教職員を日本語教育支援のために派遣することや、

教員間の交流、日本語教材の提供などの可能性に言及した。

パトリシア氏からは、どんな国籍であっても子どもへの教育は大切であり、子どもが学校に行かないことを望んではないこと、最終目的は「子どもの教育」であることを、コメンテーターとして述べた。

続いてフロアからの質疑応答に移り、ブラジル学校関係者から活発な質問があった。多かつた質問は、経営安定問題と卒業者の高校進学問題であった。

今後の課題

国内にはブラジル学校のほか、百年の歴史を持つ中華学校、最木の学校数・学生数の朝鮮学校、韓国学校、インド学校、フィリピン学校などのナショナルスクールおよびインターナショナルスクールなどの外国人学校が、全国に一九八校所在する（表参照）。設立の経緯や規模もさまざまだが、いずれも子どもにとって大切な学び舎であることは共通点である。

未来に希望や夢を抱くことができずに学校に行けなくなったり、健康が守られていなかったり、保護者と会話ができずアイデンティティを失い、自尊心を傷つけられる状態に、外国人の子どもをこれ以上放置してよいのだろうか。私はもうこれ以上に苦しみや困難を外国人の子どもに与えたくない。

日本がすでに批准する国際人権条約では、外国人・民族的マイノリティの「教育への権利」を明文で保障している。つまり、外国人学校の制度的保障を実現することは急務である。日本に暮らすすべての外国人の子どもへの教育環境の改善と向上を願い、これからも研究活動を続けていきたい。

参考文献

・文部科学省委託研究平成二二年度外国人教育に関する調査研究報告書「ブラジル人学校等の準学校法人設立・各種学校認可の課題（研究代表者 中村安秀）二〇一〇年三月

表：国内における外国人学校と各種学校認可状況（単位：校）

学校種別	学校数	うち、各種学校認可校数	
ブラジル	81	11	13.6%
中華	5	5	100.0%
朝鮮	73	73	100.0%
韓国	4	1	25.0%
国際	24	21	87.5%
その他	11	3	27.3%
計	198	114	57.6%

出典／多民族共生教育フォーラム2008資料集より加筆（2010年3月一部修正）